



本部くらしの委員会 主催

くらしのスキルアップセミナー便り

2009年度第8回くらしのスキルアップセミナー

お仕事復活ナビ！

～楽しく働き続けるために～



講師 山田 美貴氏

(社会保険労務士・ファインシャルプランナー)

日時 2010年3月4日(木) 10:00～12:00

会場 アバンセ

参加者 36名

くらしの委員会
メンバー募集中♥
一緒にいろんな疑問
を解消しませんか。



知らずにいると損をする事がある。だから社会保険制度について知識を持ったうえでお仕事に復帰して欲しい。それが講師の山田先生の想いでした。

扶養の範囲で働きたい場合、所得税の扶養は年収103万円以下なら本人の所得税が非課税で夫の配偶者控除も受けられます。社会保険(健康保険・厚生年金保険)の扶養は130万円未満です。ただし、年収ではなく月収で判断するので、昇給などにより月収108,333円(しかも支給された交通費も含んで計算)を超えると被扶養者から外れてしまいます。つまり、年収130万円以上の見込みになると、国民健康保険などの保険料や国民年金保険料を自己負担することになりますので、要注意です。

社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金)への加入は、加入条件を満たせばパートタイマーでも強制加入になります(社会保険未加入の事業所もあります)。

雇用保険の給付で失業手当(正確には「基本手当」)を受けるには、要件を満たしていることが必要です。基本手当の日額は、退職前6カ月間の賃金日額の45～80%(上限・下限あり)。年齢や雇用保険の被保険者であった期間、離職した理由によって、基本手当の支給される日数が決められています。

そして、失業手当の手続きで重要書類が「離職票」です。退職前6カ月間の給料や離職理由が記載されています。離職理由によって、給付日数や支給開始時期も異なりますので、しっかり確認をしましょう。

基本手当の受給期間は、退職翌日から原則1年間です(延長できるケースもあり)。また、基本手当の待期期間は7日間。給付制限は、自己都合で3カ月、会社都合と定年は0カ月。基本手当は、原則4週間ごとの後払い。つまり自己都合の場合、ハローワークで手続きをしてから約4カ月後にしか手当を受け取れません。また給付制限期間も受給期間の計算に含むので、手続きは早めにしないと給付日数は残っていても受給期間が終わってしまう事があります。この他、雇用保険には育児休業のための給付や教育訓練給付金などもあります。





健康保険では出産のための給付として出産育児一時金（被扶養者が出産の場合、家族出産育児一時金）や出産手当金があります。療養休業中の傷病手当金もあります。退職後も傷病手当金や出産手当金の継続給付を受けるためには、退職日まで継続して1年以上被保険者であったことや手当金を受けている（受けられる状態にある）など一定の要件が必要ですので利用する場合はよく調べて行動しましょう。

退職する際、その会社で健康保険に加入していた場合は、退職後の健康保険はどうするのかを退職前に検討しておき

ましょう。任意継続被保険者になるには、退職後20日以内に手続きが必要です。家族の健康保険の被扶養者になろうと思っても、失業手当や傷病手当金が日額3,612円（年換算130万円）以上だと、被扶養者になれません。また、健保組合などは、独自の基準を設けている場合もありますので、事前に確認しましょう。

このように社会保険は、働く人を助けてくれる様々な給付や制度がありますが、手続きに期限があったり、必要な要件があったりしますので、知っておくことが大切です。でも、複雑なものもありますので、分からない時は事前に、専門家や担当機関に相談しましょう。

☆ お仕事復活のための山田講師からのアドバイス ☆

履歴書について

- ・ 写真は履歴書用にできれば写真館で撮りましょう。費用はかかりますが、写真の与える印象は大きいです。
- ・ 履歴書には様々なものがありますので、自分に合った履歴書を使いましょう。履歴書の右半分は、記載項目や記入スペースが用紙によって異なります。自分をアピールできるものを選びましょう。
- ・ 採用担当者は面識のない方ですから、簡単な挨拶状をつけましょう。また、主婦の就職は、厳しい現実もありますので、どんなに些細なことでも記載してアピールしましょう。例えば、仕事から遠ざかっていた期間も再就職に向けて自己啓発に努めていたことや、小さな子どもがいても勤務可能な環境であることなど、熱意を伝えましょう。



マザーズサロン（子連れでも就業相談のできるコーナー）がハローワークプラザ佐賀にあります。

個別の就業相談や、面接の受け方・履歴書の書き方の指導などもしてくれます。

場所：佐賀市白山2-7-1エスプラッツ2階

